

厚生労働省
東京労働局発表
令和3年5月28日

担 当	東京労働局労働基準部安全課
	課長 山崎 琢也
	主任安全専門官 長澤 英次
	副主任安全専門官 飯塚 直樹
	電話 03(3512)1615

Safe Work TOKYO建設死亡災害緊急対策を 実施します。(6月1日～7月31日)

～急増する死亡災害の撲滅に向けた集中的取組～

東京労働局(局長 土田浩史)では、令和3年の建設業における死亡者数が11人(5月19日現在)と昨年同期(6人)に比べほぼ倍増、事故の型の内訳において「墜落・転落」が最多で55%を占めており、建設工事現場において、基本的な災害防止対策が十分に講じられていないこと等が懸念されることから、本年6月1日から7月31日までの期間において「SafeWork TOKYO建設死亡災害緊急対策」(以下「緊急対策」という。)を実施します。

建設業において急増する死亡災害の撲滅を図るため、「SafeWork TOKYO建設死亡災害緊急対策要綱」(別添1、以下「対策要綱」という。)を定め、東京労働局、都内の各労働基準監督署では、管内の建設工事現場に対して、墜落・転落災害防止対策の徹底を重点とした緊急パトロールの実施など各種の取組を行います。

ポイント

対策要綱で定めた東京労働局(労働基準監督署)の主な取組事項は以下のとおりです。

1 集中的な現場指導の実施

東京労働局及び都内の各労働基準監督署では、本期間に建設工事現場に対して現場指導を集中的に実施します。(別添2)

なお、東京労働局長の大規模工事現場に対するパトロールを予定しており、詳細が決まり次第、お知らせいたします。

2 建設業労働災害防止関係団体 等への緊急対策の実施要請

東京労働局長から文書により各建設業労働災害防止関係団体等の長あて、緊急対策の実施について要請を行いました。(別添3)

建設業労働災害防止協会東京支部、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人東京建物解体協会、東京建設躯体工業協同組合、一般社団法人日本基礎建設協会関東支部、東日本基礎工業協同組合、全国建設労働組合総連合東京都連合会

添付資料

- 1 SafeWork T O K Y O 建設死亡災害緊急対策要綱
- 2 緊急パトロール周知用リーフレット
- 3 各建設業労働災害防止関係団体の長あて緊急対策要請文書
- 4 令和3年度東京局死亡・死傷災害発生状況、建設業死亡災害発生事例(4月末現在)
- 5 建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止、WBGTを把握して熱中症を予防しましょう！



Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策要綱

～ 急増する死亡災害の撲滅に向けた集中的取組～ 東京労働局

1 趣旨・目的

令和3年における東京労働局の建設業における死亡者数は、5月19日時点で11人と前年同期（6人）に比べ5人増加しており、極めて憂慮すべき事態となっている。

内訳をみると、死亡者数全体の55%が墜落・転落によるものであり、基本的な災害防止対策が十分に講じられていないこと、建設工事現場における安全衛生管理活動が低調になっていることが懸念される。

このことから、建設業において急増する死亡災害の撲滅に向けた集中的取組として、建設工事現場に対する安全指導を強化するとともに、都内の建設関係労働災害防止団体等を通じ、各傘下の建設事業者に対して、墜落・転落防止を重点とした労働災害防止対策の強化の要請など各種の集中的取組を行うこととする。

2 取組期間

令和3年6月1日～7月31日

3 東京労働局・労働基準監督署の実施事項

- (1) 東京労働局長による大規模建設工事現場に対するパトロールの実施
- (2) 各労働基準監督署による建設業に対する集中的取組の実施
- (3) 建設業労働災害防止協会東京支部、発注者、大手建設業者に対する緊急対策要請
- (4) 建設工事に対する現場指導の集中的実施
- (5) 建設業労働災害防止協会東京支部各分会との合同パトロールの実施（署）
- (6) 大手建設業者との連絡会議の開催
- (7) 建設工事関係者(公共工事発注者等)連絡会議の開催
- (8) 局幹部と建設業労働災害防止協会東京支部との合同による緊急対策確認パトロールの実施
- (9) 広報の実施
- (10) 建設事業者が行う実施事項に係る指導援助

4 労働災害防止団体、発注者等関係機関の実施事項

- (1) 「Safe Work TOKYO建設死亡災害緊急対策要綱」の会員事業場、関係業者等への周知、取組要請
- (2) 上記3の実施事項への支援、協力
- (3) 会員事業場等に対する安全衛生活動の指導、援助
- (4) 現場パトロール等の実施、支援

5 建設事業者（元方事業者）の実施事項

（１）「Safe Work T O K Y O建設死亡災害緊急対策要綱」の関係労働者等への周知

（２）店社パトロールの実施強化（施工現場に対する集中的安全総点検の実施）

（３）施工現場における統括管理の強化及び墜落・転落防止対策の徹底等

統括安全衛生責任者による現場巡視の励行と安全総点検、施工計画段階におけるリスクアセスメントと作業開始前の危険予知活動の的確な実施、新規入場者等に対する安全衛生教育の強化など安全衛生管理の強化

高所作業自体が少なくて済む工法の採用、墜落・転落危険場所における有効な作業床の設置、作業床の設置が困難な場合における防網の設置及び墜落制止用器具の使用徹底

足場における墜落防止措置及び物体の落下防止措置、より安全な措置の徹底及び的確な強度検討

脚立等使用時における適切な用具の選定と適正な使用に係る関係労働者への教育の実施及び安全な作業手順の遵守徹底

熱中症予防対策における３管理（作業環境管理・作業管理・健康管理）の徹底等

6 その他

東京労働局では、集中的取組の実績等結果について公表を行う。

令和3年

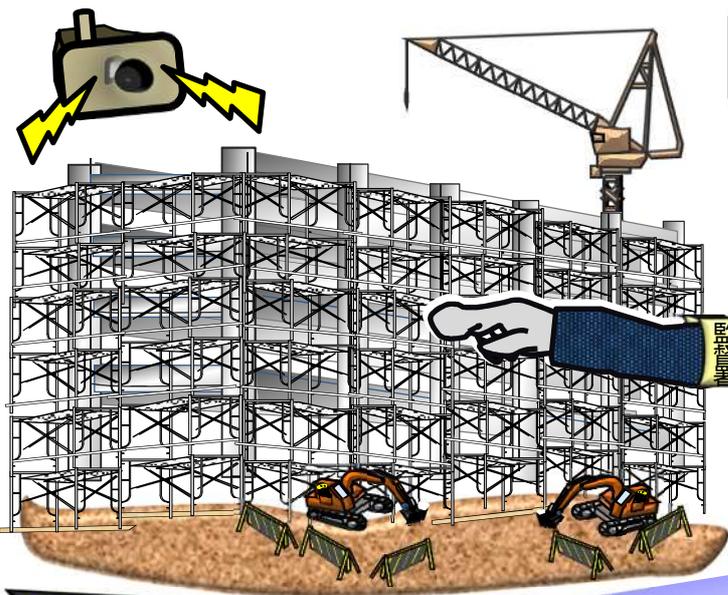
建設業の皆様へ!

大規模建設工事現場で 死亡災害が多発!!

緊急パトロール実施!

建設業において死亡等重篤な災害の多発が懸念されることから、東京労働局(労働基準監督署)では、6月1日~7月31日の期間に「SafeWork TOKYO建設死亡災害緊急対策」を実施します!

緊急対策の取組期間中に、できる限り、多くの建設工事現場を巡回します!

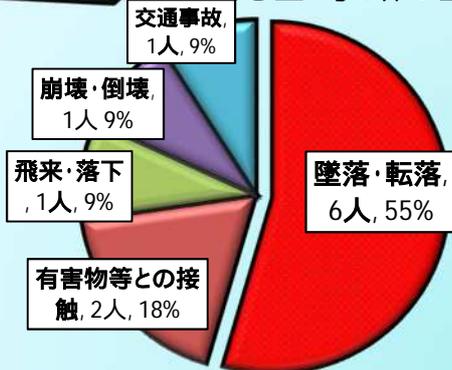


建設業の死亡災害が昨年同期のほぼ2倍発生!!

建設業における
死亡災害
(5月19日現在)



令和3年建設業
死亡:事故の型



トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心

東京労働局労働基準部安全課 (R3.5)

元請事業場の方々へ

統括管理の徹底強化を
お願いします！



- 店社パトロール、現場巡視の強化！
- 墜落・転落防止対策の徹底！
- 作業計画、作業標準の見直しと遵守徹底！
- リスクアセスメント、KYの確実な実施！
- 関係労働者に対する安全衛生教育の実施！



令和3年に発生した建設業の災害・事故事例 (社会的に注目された事例)

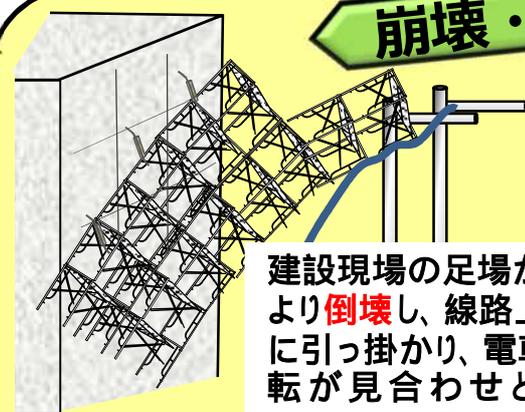
墜落・転落



建設現場で資材の搬入中、デッキプレートごと作業員が墜落した。
(都内で2件発生)

対策：デッキプレートの使用目的
及び作業に応じた強度確認

崩壊・倒壊



建設現場の足場が強風により倒壊し、線路上の架線に引っ掛かり、電車の運転が見合わせとなった。

対策：足場の的確な強風対策、壁つなぎの強度確認



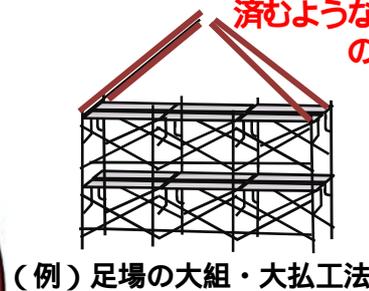
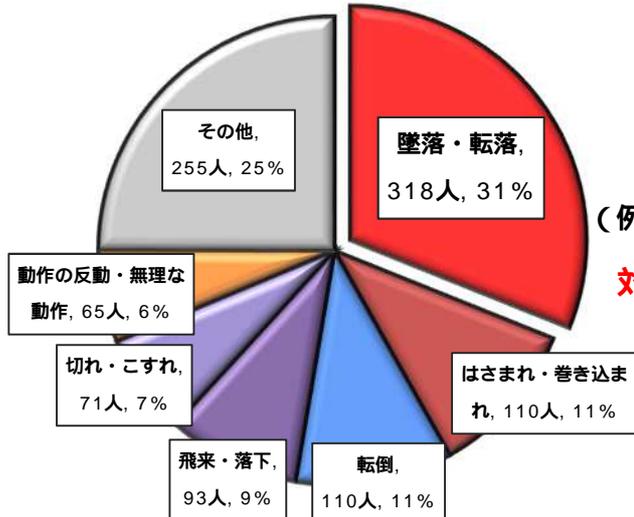
同種の災害・事故は絶対に発生させては、いけません！！

死傷災害でも墜落・転落災害が最多になっています！

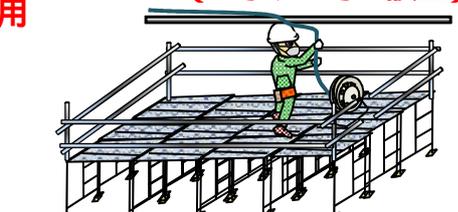
事故の型別・死傷災害発生状況
(建設業・令和2年発生分:1022人)

対策1：高所作業自体が少なく
済むような工法の採用

対策2：有効な作業床の設置
(+手すり等の設置)



(例) 足場の大組・大払工法



(例) 全面的なステージ足場の設置

対策3：墜落制止用器具の
使用徹底



対策4：適切な用具の選定
と適正な使用



東労発基 0525 第 3 号
令和 3 年 5 月 25 日

各建設業労働災害防止関係団体の長 殿

東京労働局長

Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策の実施について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、令和 3 年における都内の建設業における死亡者数は、5 月 19 日時点で 11 人と前年同期（6 人）に比べ 5 人の増加であり、極めて憂慮すべき事態となっています。内訳をみると、死亡者数全体の 55%が墜落・転落によるものであり、基本的な災害防止対策が十分に講じられていないことが懸念されます。

また、直近では、高層ビルの建設工事現場におけるデッキプレートの落下による死亡災害や足場が線路内架線上へ倒壊したことによる電車の通行障害など社会的に注目される事案も発生しています。

つきましては、建設業において急増する死亡災害の撲滅を図るため、別添のとおり、「Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策要綱」（以下、「対策要綱」という。）を定め、本年 6 月 1 日から 7 月 31 日の期間において緊急対策を実施することとしたので、貴団体におかれましては、対策要綱に定めた労働災害防止関係団体の実施事項に取り組んでいただきますよう要請します。

令和3年に発生した主な建設業死亡災害事例（5月19日時点）

東京労働局

	月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
			年齢	起因物	
			経験		
1	2月	建築工事業	とび工	墜落、転落	高層ビル新築工事現場において、クライミングクレーンを使用し、資材の搬入作業を行っていたところ、荷とともにデッキプレート上にいた作業員2名が8階から5階床のスラブに墜落した。（1名死亡、1名重傷）
			40歳代		
			20年以上30年未満		
2	2月	土木工事業	作業員・技能者	崩壊、倒壊	公園内で曳家（台車やレール等を用いて建物ごと横に移動させる方法）により公衆トイレの設置の作業を行っていたところ、地盤が崩れたことによりユニットトイレ本体（縦横約2メートル）が傾倒し、当該トイレと土壁の間に被災者が挟まれた。
			50歳代		
			10年以上20年未満		
3	2月	建築工事業	土工	墜落、転落	高層ビルの新築工事現場において、被災者が地山の掘削面の上部付近において、仮囲いに立て掛けてあった養生金網を別の場所に移動させる作業を行っていたところ、当該金網の束が手前側に倒れ、押し出されて地山の掘削面の約2メートル下に墜落した。
			50歳代		
			10年以上20年未満		
4	3月	建築工事業	作業員・技能者	飛来、落下	ビル新築工事現場において、クライミングクレーンで荷（鉄筋馬を束ねたもの）を吊り上げていたところ、9階付近で荷崩れ、落下し、当該現場内を移動し公道に出た被災者に接触した。
			40歳代		
			10年以上20年未満		
5	4月	設備工事業	内装工他	有害物等との接触	ビルの地下駐車場内において、その日の天井ボード設置の作業が終了し片付けをしていたところ、消火設備が突然作動し、同駐車場内側壁に設置されている放出口から二酸化炭素が噴射され、作業員1人は当該地下駐車場から脱出をしたものの、残った5名が逃げ遅れ、4名が死亡し1名が意識不明の重体となった。
			20歳代他	異常環境等	
			1年以上5年未満他		
6	4月	建築工事業	その他の作業員	墜落、転落	高層ビル新築工事現場の地下3階で養生材を片付けていた被災者が、直径65センチメートルのマンホール穴から4.5メートル下の地下4階に墜落した。
			20歳代		
			1年以上5年未満		
7	4月	建築工事業	配管工	墜落、転落	鉄筋コンクリート造新築工事現場において、6階床スラブの型枠支保工を角型鋼管及びパイプサポート支柱等で補強した荷置き用構台（以下「荷置き用構台」という。）上に鉄筋工業者が鉄筋の束（約12トン）を載せた後、荷置き用構台が崩壊し、墨出し作業を行っていた作業員が約4メートル下の5階床に墜落し、さらに落下してきた鉄筋の束等の下敷きになった。
			40歳代		
			30年以上		

建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～

建設現場で必要な対応

混在作業が行われる建設現場では、マスク等の着用も含め、一人ひとりの感染防止に向けた対応が職場全体の感染リスクを抑えることにつながります。

換気の悪い屋内空間において複数人で作業を行う場合にはマスク等を着用する必要がありますが、**単独作業の場合や屋外で他の作業員と十分な距離（2m以上）が確保できる場合などでは、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。**

熱中症予防に配慮した上で、感染防止を図るには、「マスク等を着用する場面」、「マスク等の選び方」、「正しい着用方法」を作業員一人ひとりに徹底することが重要です。

1 作業に応じたマスク等の選び方

① マスク等の種類と特性

マスク等は、飛沫の飛散防止、飛沫の吸入防止のために着用するものですが、様々な種類のものがあります。市販の不織布マスクをはじめ、一般に使用されているマスク等を建設現場で使用すること想定した場合の特性をまとめると次のとおりです（※1）。

「◎：優れている」、「○：良好」、「△：普通」、「×：やや劣る」

	顔面への密着	フィルタの密度	飛沫吸引防止	飛沫飛散防止	呼吸しやすさ	快適さ/蒸し暑さ
不織布マスク	△	◎	○	◎	×	△
布マスク	△	△～○	△	○	△	△
ウレタンマスク	△	△	△	○	△	○
マウスシールド	×	×	×	×	◎	◎
フェイスシールド	×	×	×	△	◎	◎
ネックガード	△	△	△	○	○	○
取替え式防じんマスク(※2)	◎	◎	◎	◎	×	×
使い捨て式防じんマスク(※2)	○	◎	◎	◎	×	△

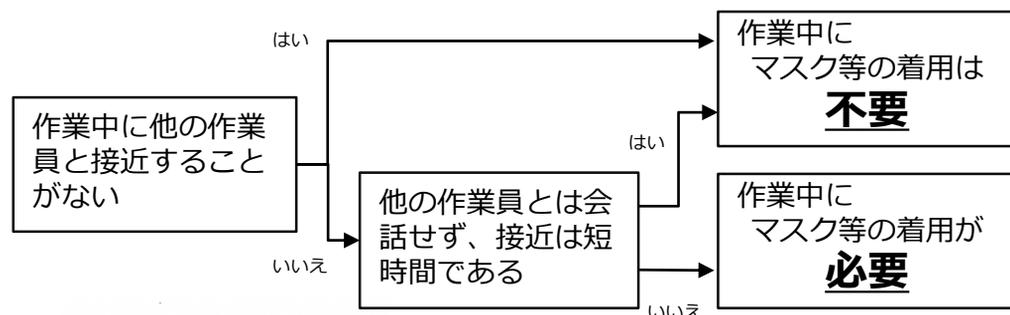
（※1）令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」をもとに作成したもので、調査研究は一部の製品を対象として測定を行った結果を取りまとめたものであり、個々の製品によっては上記の表とは特性が異なる場合があります。

（※2）一定の作業の際は、労働安全衛生関係法令に基づき、防じんマスクの着用が義務付けられています。

② マスク等を着用すべき場面

建設現場における作業は、単独作業や他の作業員と十分な距離（2m以上）をとって行われる場合がある一方、「朝礼」や「作業工程の確認」などのほか、「休憩・食事」、「工事用エレベータでの集団での移動」など、作業員同士が近くに集まる場面もあります。

管理者は、個々の作業が行われる状況を踏まえ、**マスク等を着用すべき場面を特定し、作業員一人ひとりに周知してください。**



マスク等着用の「必要」、「不要」は「場面の切替わり」によっても変化することに注意（裏面の1④参照）

③作業負荷とマスク等着用による熱中症リスク

マスク等の着用による新型コロナウイルスの感染防止効果や熱中症発症リスクについては、現時点では定量的に明らかになっていませんが、令和2年度に実施した研究(※)の結果、以下のようなことが分かっています。

- ①マスク等の着用により呼吸時の負担感が増加し、飛沫飛散防止等の効果が高いものでは息苦しさを強く感じる
- ②軽い負荷の運動では、マスク等の有無により深部体温の上昇には差がない
- ③マスク等の内部の「酸素濃度の低下」、「二酸化炭素濃度の上昇」が見られた(軽い負荷の運動では血液中のガス濃度に影響はないが、高負荷作業には注意が必要)

(※) 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」

④マスク等の選定に当たっての考え方

○ マスク等の選定に当たって考慮すべき事項

飛沫飛散防止等の効果が高いマスク等を着用していても、作業中の息苦しさを和らげるため、顔とマスク等との間に隙間を作った場合には感染防止効果が低下します。

マスク等の選定に当たっては、①作業負荷のほか、②作業時の人との距離、③作業場所の状況、④連続作業時間、⑤コミュニケーションの取りやすさなどにも留意しましょう。

○ マスク等が必要な場面への備え

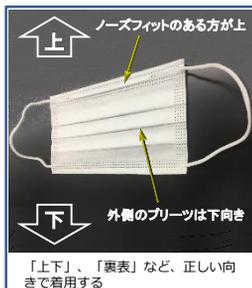
休憩や昼食、作業連絡、車両やエレベータでの移動などの際に他の作業員と十分な距離が確保できない場合には、マスク等の着用が必要になります。マスク等の着用が不要な作業であっても、「場面の切替わり」に備え、マスク等を携帯しましょう。

⑤マスク等の着用状況と接触感染

マスク等を着用しない、又は飛沫飛散防止効果が低いマスク等を着用して作業を行った場合、作業対象や工具等に飛沫が付着する可能性が高まります。複数の作業員が共用する工具等や操作盤などについては接触感染防止のため、こまめに消毒しましょう。

2 マスク等の正しい付け方と効果

作業中の息苦しさをから「あごに掛ける」、「鼻を出す」など、正しい方法で着用しなかった場合、マスク等の感染防止効果が低下します。マスク等は正しい方法で着用し、息苦しさを感じた場合にはマスク等を外せる環境で休憩をとるようにしましょう。



3 現場管理者の役割

①計画段階での検討

計画段階から、換気の悪い室内での作業や作業員同士が接近する機会を減らすよう努めましょう。

(例) 朝礼の工夫、作業時間帯や休憩時間の分散、マスクを外せる休憩場所の確保等

②現場でのルール化

熱中症予防と感染防止に向けた現場のルールを定め、徹底しましょう。

(例) マスク等を着用すべき場所の掲示、休憩場所の使い方、職場外での留意事項等

働く仲間を熱中症リスクから守る

WBGT値を把握して
熱中症を予防しましょう!



熱中症は場合によっては死亡に至る、大変危険な障害です!

■入職直後や休暇明けは注意が必要です!

*暑熱順化が不足していると熱中症の発症リスクが高まります。

■意識が清明であっても、熱中症が疑われる場合はためらわず医療機関へ搬送しましょう!

*症状が急激に悪化し、死亡に至ることもあります。

■のどの渇きに関係なく定期的に水分・塩分を取りましょう!

*のどの渇きは脱水のサインです。「渴く前に飲む」を徹底しましょう。

WBGT指数計で作業現場のWBGT値をCHECK! 熱中症リスクを把握して、効果的な予防策を実施しましょう!

STEP 1 WBGT指数計を正しく使い、WBGT値を計測します。

必ず『黒球』付きのJIS規格(B7922)適合品を選びましょう。
日射や地面からの照り返し等の『輻射熱』をきちんと測ることが肝要です。吊り下げて測る場合は特に、黒球が陰にならないように注意してください。



WBGT指数計の使用例

STEP 2 衣類の組み合わせにより、補正値を加えます。

衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正値(°C-WBGT)

組合せ	WBGT 値に加えるべき着衣補正値(°C-WBGT)
作業服	0
つなぎ服	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	2
単層のSMS不織布製のつなぎ服	0
織物の衣服を二重に着用した場合	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	12
フード	+1

『太陽照射のない場所』『太陽照射のある場所』で条件が異なります。切り替え設定がある場合は必ず設定しましょう。

- 特に、
- ◆暑い日・時間帯の作業開始時
 - ◆特殊な作業服を着用する時
 - ◆身体作業強度が高い時
 - ◆移動を伴う作業等で環境が変化する時などは、WBGT値をこまめに実測し、WBGT基準値と比較した上で対策を検討する必要があります。

STEP 3 身体作業強度等に応じたWBGT基準値表を見て、熱中症リスクを確認します。

身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記);手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け);腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。立位でドリル作業(小さい部品);フライス盤(小さい部品);コイル巻き;小さい電機子巻き;小さい力で駆動する機械;2.5km/h以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	 継続的な手及び腕の作業[くぎ(釘)打ち、盛土];腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両);腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫);軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする;2.5km/h~5.5km/hでの平たんな場所での歩き;鍛造	28	26
3 高代謝率	 強度の腕及び胴体の作業;重量物の運搬;ショベル作業;ハンマー作業;のこぎり作業;硬い木へのかな掛け又はのみ作業;草刈り;掘る;5.5km/h~7km/hでの平たんな場所での歩き。重量物の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする;鋳物を削る;コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	 最大速度の速さでのとても激しい活動;おの(斧)を振るう;激しくシャベルを使ったり掘ったりする;階段を昇る;平たんな場所で走る;7km/h以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注1 日本産業規格JIS Z 8504(熱環境の人間工学-WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境)附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。
注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は類似若しくはそれ以上の極端な条件)にばく露された人」をいう。